

三菱UFJ ユーロ債券オープン （毎月分配型）

追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型



JANUARY
FEBRUARY
MARCH
APRIL
MAY
JUNE
JULY
AUGUST
SEPTEMBER
OCTOBER
NOVEMBER
DECEMBER

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	インデックス型	債券 公債 クレジット属性 （高格付債）	年12回 （毎月）	欧州	なし	その他 （シティEMU国債 インデックス（円ベース））

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の内容の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

この目論見書により行う三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年3月14日に関東財務局長に提出しており、2014年3月15日にその効力が生じております。

委託会社：三菱UFJ投信株式会社

（ファンドの運用の指図等を行います。）

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第404号

設立年月日：1985年8月1日

資本金：20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額：8兆4,435億円

（資本金・運用純資産総額は2014年6月30日現在）

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（ファンドの財産の保管・管理等を行います。）

販売会社：下記照会先でご確認ください。

（購入・換金の取扱い等を行います。）

<照会先>

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）



三菱UFJ投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とし、EMU参加国の国債の指標であるシティEMU国債インデックス(円ベース)の動きを概ね捉えつつ、毎月分配を行うことをめざします。

ファンドの特色

1 ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とします。

シティEMU国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、当該指数の動きを概ね捉えることをめざして運用を行います。

- シティアMU国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、EMU(経済通貨同盟)参加国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数は、以下の9ヵ国で構成されています(2013年12月末現在)。ただし、構成国は変わる可能性があります。
- EMUは、一般的に、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、欧州における通貨統合を目的とした同盟です。また、欧州通貨統合(European Monetary Union)と呼ばれる場合もあります。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

投資対象国と信用格付け

欧州(ユーロ圏)								
								
アイルランド (Ba1)	イタリア (Baa2)	オーストリア (Aaa)	オランダ (Aaa)	スペイン (Baa3)	ドイツ (Aaa)	フィンランド (Aaa)	フランス (Aa1)	ベルギー (Aa3)

格付けは2013年12月末現在のムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)の国債の自国通貨建長期信用格付けです。なお、上記はMoody'sの信用格付けであり、他の信用格付け会社の信用格付けは上記と異なる場合があります。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

長期信用格付けとは

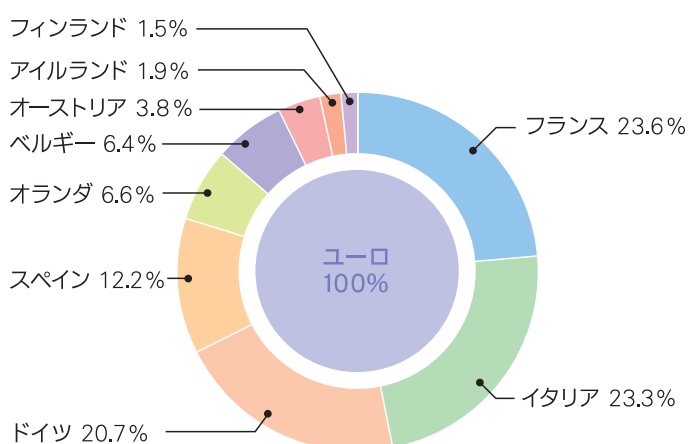
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

	信用力									
	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」、またスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+,-」という付加記号を省略して表示しています。

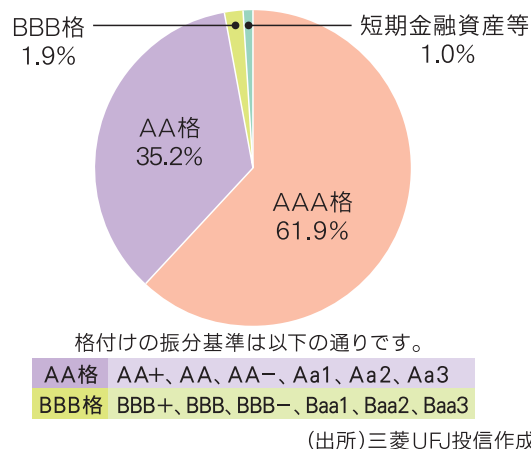
欧州の通貨に投資

国別投資比率 (2013年12月17日現在)



信用力の高い国債に投資

格付け別投資比率 (2013年12月17日現在)



国別投資比率は現物債券評価額に対する割合、格付け別投資比率は純資産総額に対する割合です。原則として、個別銘柄格付けを採用しておりますが、例外的に国債、地方債、ならびに政府保証のある債券などについては、三菱UFJ投信の分類基準に基づいて、ソブリン格付け(国の発行体格付け)を採用しているものがあります。格付け分布は格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のうち最も高い格付けを表示しています。

- ❗ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- ❗ 上記は、過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

- ❗ 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

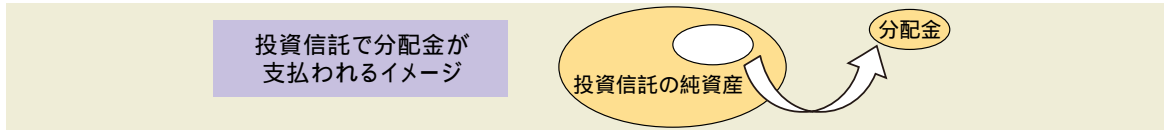
3 毎月の分配をめざします。

毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当収益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案したうえで分配を行います。

分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



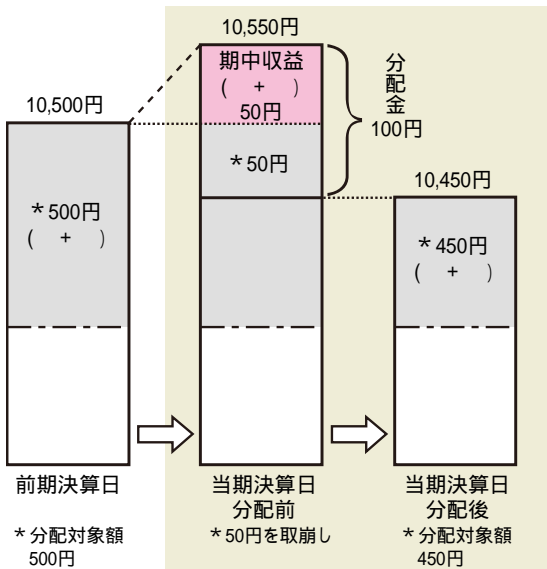
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

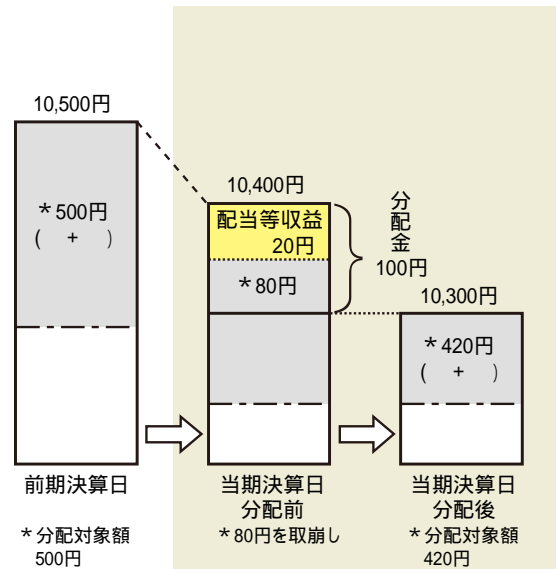
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



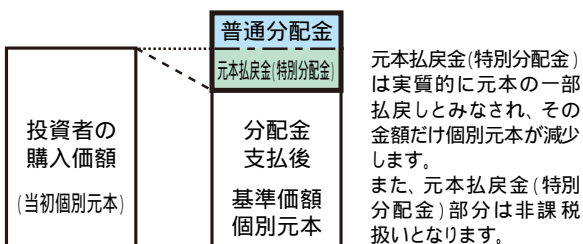
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

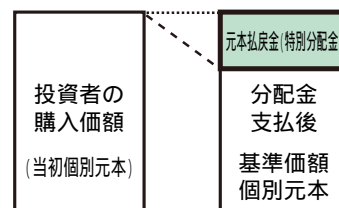
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ 主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク



(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

その他の留意点

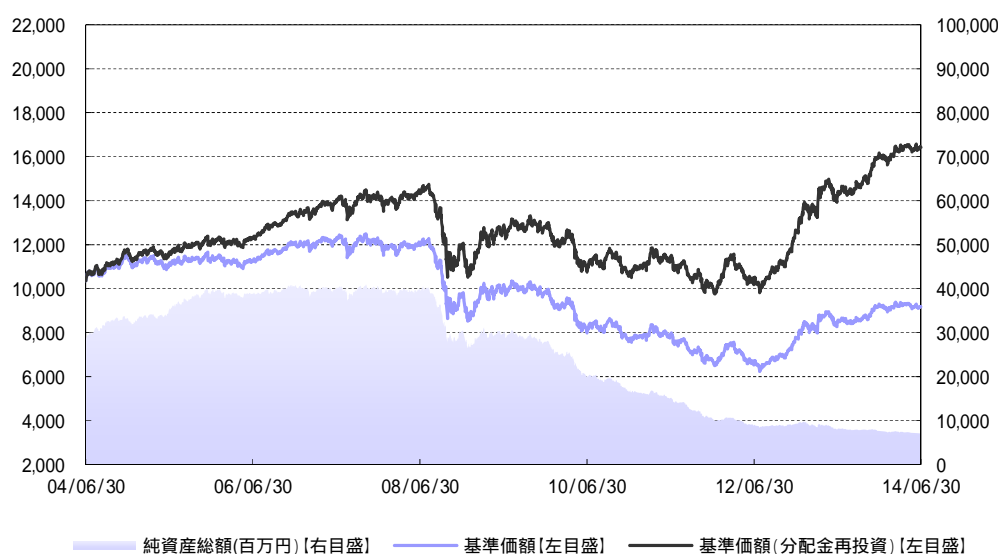
- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

運用実績

基準価額・純資産の推移(2004年6月30日～2014年6月30日)



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
 ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

分配の推移

2014年 6月	47円
2014年 5月	47円
2014年 4月	47円
2014年 3月	47円
2014年 2月	47円
2014年 1月	47円
直近1年間累計	564円
設定来累計	5,979円

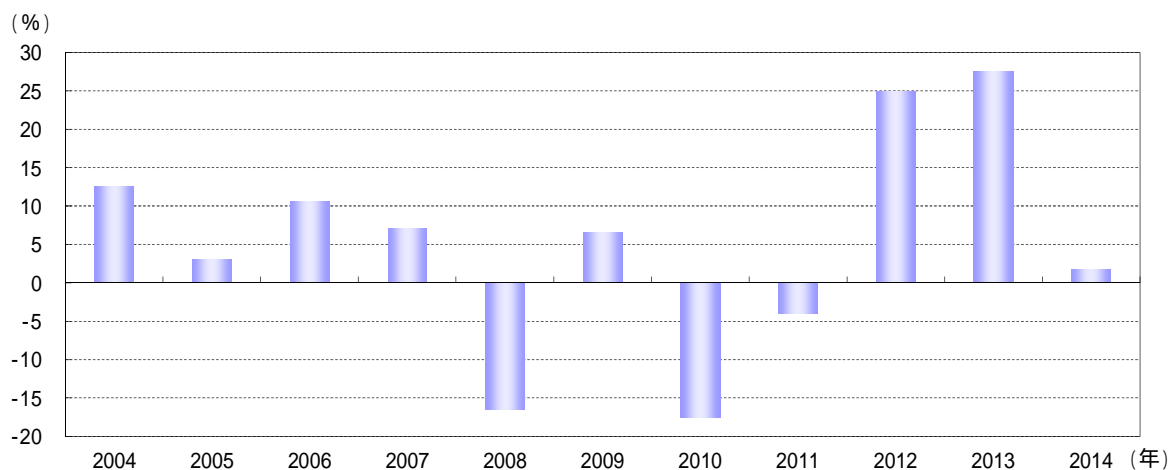
・分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2014年6月30日現在)

種別構成	比率	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
国債	97.5%	1 3.75 ITALY GOVT 210801	国債	イタリア	2.6%
		2 3.5 BUND 160104	国債	ドイツ	1.6%
		3 4.5 ITALY GOVT 200201	国債	イタリア	1.6%
		4 5 BEL GOVT 350328	国債	ベルギー	1.5%
		5 4.25 O.A.T 171025	国債	フランス	1.3%
		6 4.5 ITALY GOVT 180801	国債	イタリア	1.3%
		7 3.75 ITALY GOVT 210301	国債	イタリア	1.3%
		8 3.75 ITALY GOVT 150801	国債	イタリア	1.2%
		9 4.75 BUND 400704	国債	ドイツ	1.2%
		10 3.75 O.A.T 210425	国債	フランス	1.1%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%				
合計	100.0%				

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
 ・2014年は6月30日までの収益率を表示

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入	購 入 単 位	販売会社が定める単位 ➤ 販売会社にご確認ください。
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購 入 代 金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換 金	換 金 単 位	1口単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
	換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 制 限 等	申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
	購 入 の 申 込 期 間	2014年3月15日から2015年3月16日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信 託 期 間	信 託 期 間	無期限(2003年1月9日設定)
	繰 上 償 還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 分 配	決 算 日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
	収 益 分 配	毎月の決算時に分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
そ の 他	信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運 用 報 告 書	6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に運用報告書(2014年12月以降は交付運用報告書)が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課 税 関 係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時	
購入時手数料	購入価額×1.62%(税抜 1.5%)(上限) ➢ 販売会社にご確認ください。
換金時	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
保有期間中	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年1.08%(税抜 年1%) 配分 (委託会社) 年0.513% (販売会社) 年0.513% (受託会社) 年0.054%
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ※ 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。
- ※ 購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限りです。)には消費税等相当額が含まれます。
- ※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※ 上記は2014年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(余白)

(余白)



三菱UFJ投信オフィシャルサイト
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より
基準価額・分配金をメール配信
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>



*メール配信は設定日より開始します。
*メール配信対象外ファンドもあります。

三菱UFJ ユーロ債券オープン (毎月分配型)

追加型投信／海外／債券／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書) 2014.9.17



※ 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

目次

第一部 証券情報	申込手数料、申込単位 など	1
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		3
1 ファンドの性格	目的、沿革、仕組み など	
2 投資方針	投資方針、投資対象、分配方針 など	
3 投資リスク	リスク、管理体制 など	
4 手数料等及び税金	手数料等、税金 など	
5 運用状況	投資状況、運用実績、設定・解約の実績 など	
第2 管理及び運営		33
1 申込（販売）手続等	申込単位、申込価額、申込手数料 など	
2 換金（解約）手続等	解約単位、解約価額 など	
3 資産管理等の概要	資産の評価、信託期間、計算期間 など	
4 受益者の権利等	受益者の権利 など	
第3 ファンドの経理状況	ファンドの財務諸表、現況 など	38
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	名義書換、受益権の譲渡 など	50
第三部 委託会社等の情報		
第1 委託会社等の概況	委託会社の概況、財務諸表 など	51
信託約款		

三菱UFJユーロ債券オープン（毎月分配型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年3月14日に関東財務局長に提出しており、2014年3月15日にその効力が生じております。

発行者名	三菱UFJ投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 金上 孝
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）（「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：ユロ毎分）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成26年3月15日から平成27年3月16日までです。

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券	(隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (シティEMU 国債 インデックス (円ベース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券	年12回 (毎月)	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)				その他 ()
クレジット 属性 (高格付債)	日々 その他 ()	エマージング				
不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
---------	-----	--

	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とし、EMU参加国の国債の指標であるシティEMU国債インデックス(円ベース)の動きを概ね捉えつつ、毎月分配を行うことをめざします。

ファンドの特色

1 ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等(投資適格債)を主要投資対象とします。

- シティEMU国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、当該指数の動きを概ね捉えることをめざして運用を行います。

■ シティEMU国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、EMU(経済通貨同盟)参加国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数は、以下の9カ国で構成されています(2013年12月末現在)。ただし、構成国は変わる可能性があります。

■ EMUは、一般的に、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、欧州における通貨統合を目的とした同盟です。また、欧州通貨統合(European Monetary Union)と呼ばれる場合もあります。

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

投資対象国と信用格付け

欧州(ユーロ圏)								
								
アイルランド (Ba1)	イタリア (Ba2)	オーストリア (Aaa)	オランダ (Aaa)	スペイン (Ba2)	ドイツ (Aaa)	フィンランド (Aaa)	フランス (Aa1)	ベルギー (Aa3)

格付けは2013年12月末現在のムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)の国債の自国通貨建長期信用格付けです。なお、上記はMoody'sの信用格付けであり、他の信用格付会社の信用格付けは上記と異なる場合があります。今後、各国の政治経済環境により格付けは変更されることがあります。

□ 長期信用格付けとは

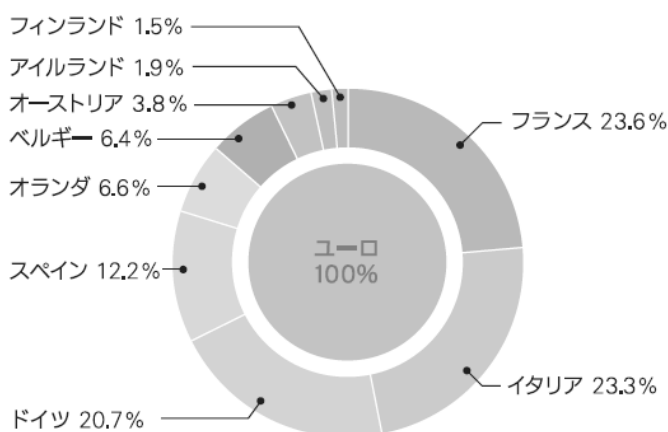
債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

	← 高い 信用力 低い →									
	投資適格格付け					投機的格付け				
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	—
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D

Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1,2,3」、またスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+,-」という付加記号を省略して表示しています。

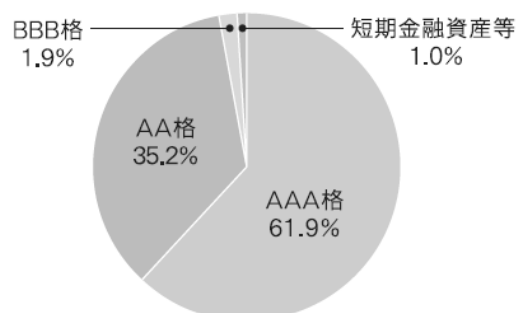
欧州の通貨に投資

国別投資比率 (2013年12月17日現在)



信用力の高い国債に投資

格付け別投資比率 (2013年12月17日現在)



格付けの振分基準は以下の通りです。

AA格 AA+, AA, AA-, Aa1, Aa2, Aa3
 BBB格 BBB+, BBB, BBB-, Baa1, Baa2, Baa3

(出所)三菱UFJ投信作成

国別投資比率は現物債券評価額に対する割合、格付け別投資比率は純資産総額に対する割合です。原則として、個別銘柄格付けを採用しておりますが、例外的に国債、地方債、ならびに政府保証のある債券などについては、三菱UFJ投信の分類基準に基づいて、ソブリン格付け(国の発行体格付け)を採用しているものがあります。格付け分布は格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のうち最も高い格付けを表示しています。

❗ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。

❗ 上記は、過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

□ 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

3 毎月の分配をめざします。

- 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当収益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案したうえで分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

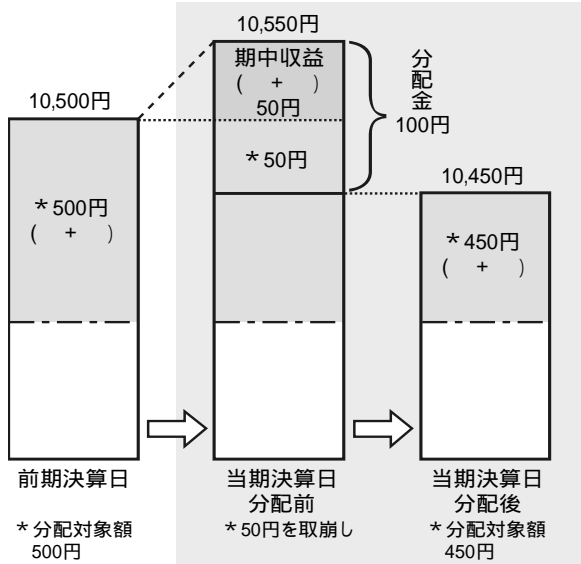
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。

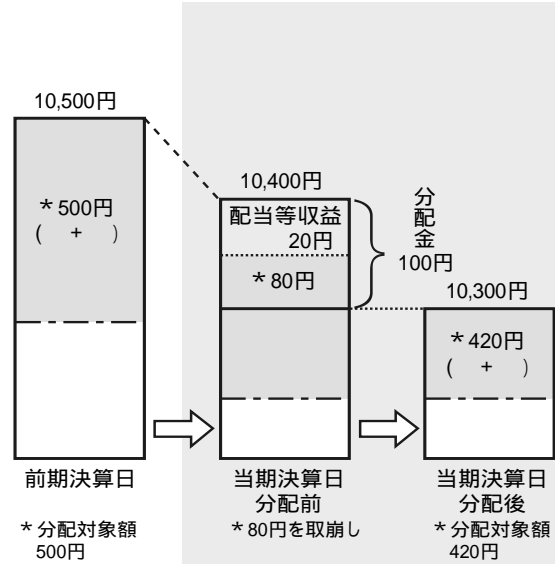
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



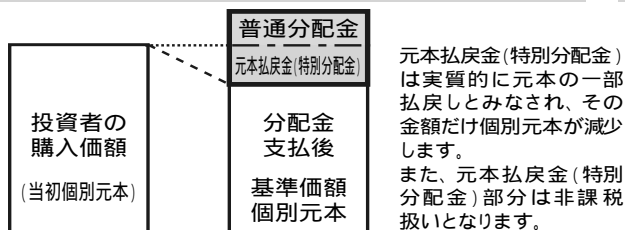
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

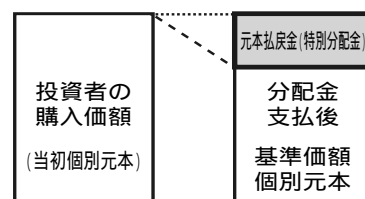
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年1月9日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成16年10月1日	ファンドの名称を「東京三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」から「三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」に変更
平成17年10月1日	ファンドの名称を「三菱 ユーロ債券オープン（毎月分配型）」から「三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金	収益分配金、解約代金等
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金	収益分配金、解約代金等
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
信託財産の保管・管理等を行います。	
投資 損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

- ・資本金
2,000百万円（平成26年6月末現在）
- ・沿革

平成9年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成26年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等（投資適格債）を主要投資対象とします。

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

ベンチマークは、シティEMU国債インデックス（円ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。

外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りま

す。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま

す。）

a．有価証券先物取引等

b．スワップ取引

c．金利先渡取引および為替先渡取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1．転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- す。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

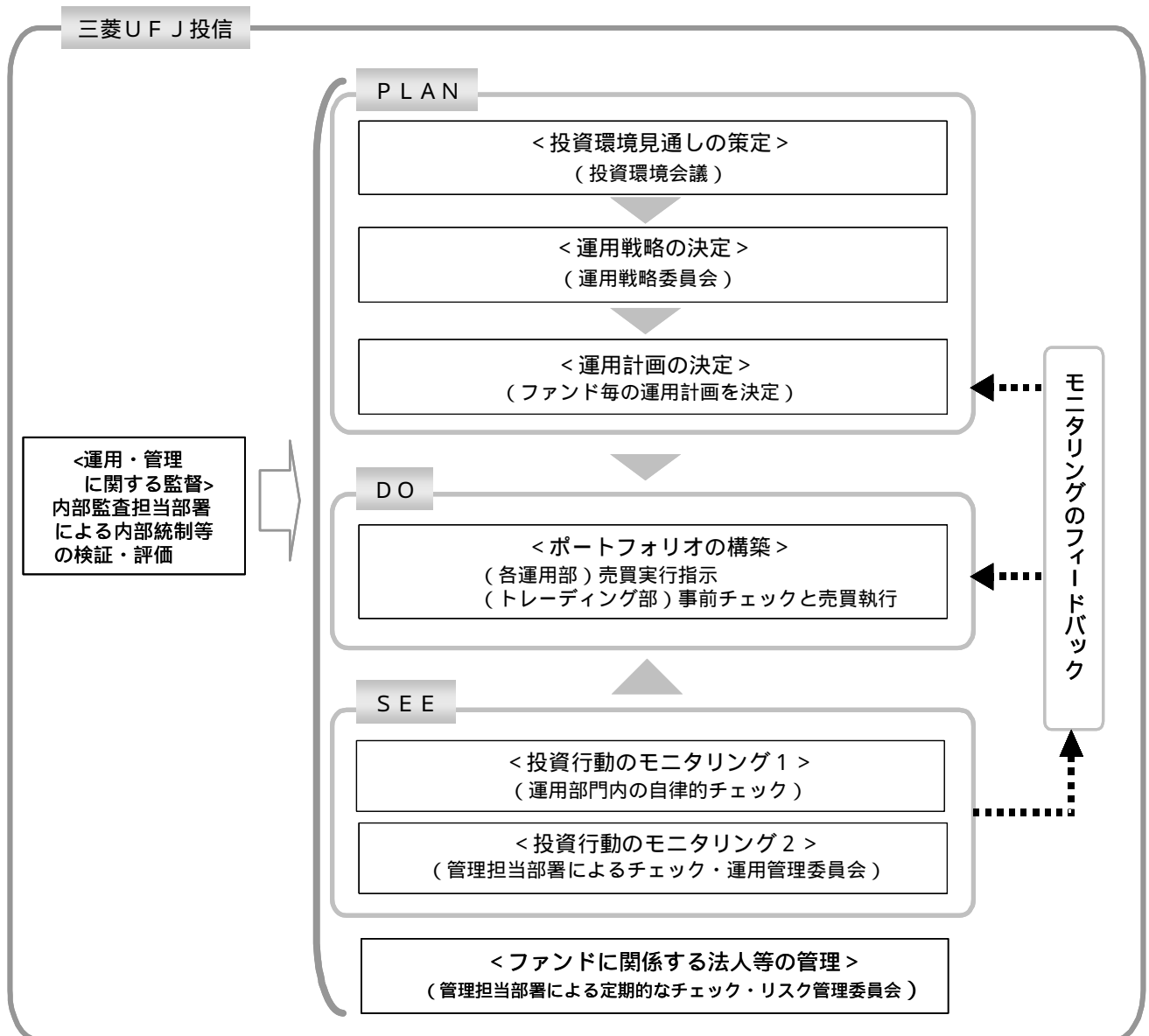
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式等

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとし、

- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託

期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとし、
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし、
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとし、
- ・デリバティブ取引の投資制限
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとし、

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

(為替変動リスク)

主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、シティEMU国債インデックス（円ベース）の動きを概ね捉えることをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、分配金を準備するためにファンド内に資金が滞留すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

(価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目とし

て管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.08%（税抜 年1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.513%	年0.513%	年0.054%
（税抜 年0.475%）	（税抜 年0.475%）	（税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還

時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成26年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成26年6月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	イタリア	1,697,379,392	23.69
	フランス	1,653,221,504	23.07
	ドイツ	1,353,391,357	18.89
	スペイン	894,118,134	12.48
	ベルギー	432,869,152	6.04
	オランダ	432,529,947	6.04
	オーストリア	278,297,700	3.88
	アイルランド	134,220,173	1.87
	フィンランド	111,258,638	1.55
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		179,127,782	2.49
純資産総額		7,166,413,779	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成26年6月30日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
イタリア	3.75 ITALY GOVT 210801	国債証券		1,200,000.00	15,292.24	183,506,941	3.750000	2.57
					15,353.1015	184,237,218	2021/08/01	
ドイツ	3.5 BUND 160104	国債証券		800,000.00	14,575.79	116,606,394	3.500000	1.63
					14,557.8190	116,462,552	2016/01/04	
イタリア	4.5 ITALY GOVT 200201	国債証券		700,000.00	15,926.39	111,484,775	4.500000	1.56
					15,975.4965	111,828,475	2020/02/01	
ベルギー	5 BEL GOVT 350328	国債証券		550,000.00	18,843.35	103,638,449	5.000000	1.47
					19,193.9702	105,566,836	2035/03/28	
フランス	4.25 O.A.T 171025	国債証券		600,000.00	15,685.04	94,110,273	4.250000	1.31
					15,670.5230	94,023,138	2017/10/25	
イタリア	4.5 ITALY GOVT 180801	国債証券		600,000.00	15,644.93	93,869,613	4.500000	1.31
					15,662.9159	93,977,495	2018/08/01	
イタリア	3.75 ITALY GOVT 210301	国債証券		600,000.00	15,330.97	91,985,831	3.750000	1.29
					15,385.6044	92,313,626	2021/03/01	
イタリア	3.75 ITALY GOVT 150801	国債証券		600,000.00	14,335.13	86,010,839	3.750000	1.20
					14,322.0005	85,932,003	2015/08/01	
ドイツ	4.75 BUND 400704	国債証券		400,000.00	20,544.56	82,178,269	4.750000	1.17
					20,933.2185	83,732,874	2040/07/04	
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券		500,000.00	16,327.49	81,637,477	3.750000	1.14
					16,386.9688	81,934,844	2021/04/25	
ドイツ	3.25 BUND 210704	国債証券		500,000.00	16,172.58	80,862,941	3.250000	1.13
					16,225.1461	81,125,730	2021/07/04	
フランス	4.25 O.A.T 181025	国債証券		500,000.00	16,106.89	80,534,455	4.250000	1.12
					16,106.8910	80,534,455	2018/10/25	
ドイツ	3.75 BUND 190104	国債証券		500,000.00	15,999.70	79,998,504	3.750000	1.12
					15,996.9346	79,984,673	2019/01/04	
フランス	3.25 O.A.T 211025	国債証券		500,000.00	15,877.29	79,386,482	3.250000	1.11
					15,957.5162	79,787,581	2021/10/25	
フランス	6 O.A.T 251025	国債証券		400,000.00	19,549.42	78,197,707	6.000000	1.10
					19,768.6483	79,074,593	2025/10/25	
フランス	5 O.A.T 161025	国債証券		500,000.00	15,420.18	77,100,909	5.000000	1.07
					15,395.9776	76,979,888	2016/10/25	
フランス	3.75 O.A.T 170425	国債証券		500,000.00	15,237.61	76,188,063	3.750000	1.06
					15,219.6324	76,098,162	2017/04/25	
イタリア	6.5 ITALY GOVT 271101	国債証券		390,000.00	18,665.62	72,795,941	6.500000	1.02
					18,759.6768	73,162,739	2027/11/01	
イタリア	4 ITALY GOVT 370201	国債証券		500,000.00	14,597.92	72,989,644	4.000000	1.02
					14,616.6008	73,083,004	2037/02/01	
フランス	2.25 BTAN 160225	国債証券		500,000.00	14,342.05	71,710,277	2.250000	1.00
					14,330.2991	71,651,495	2016/02/25	
アイルランド	5.9 IRISH GOVT 191018	国債証券		400,000.00	17,340.61	69,362,465	5.900000	0.97
					17,341.3078	69,365,231	2019/10/18	
ベルギー	4 BEL GOVT 220328	国債証券		400,000.00	16,567.46	66,269,853	4.000000	0.93
					16,685.7184	66,742,873	2022/03/28	
フランス	4.75 O.A.T 350425	国債証券		350,000.00	18,567.42	64,985,990	4.750000	0.92
					18,924.9573	66,237,350	2035/04/25	

平成26年6月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限	
							(年/月/日)	
イタリア	5 ITALY GOVT 340801	国債証券		400,000.00	16,451.28 16,505.9154	65,805,131 66,023,661	5.000000 2034/08/01	0.92
スペイン	5.5 SPAIN GOVT 170730	国債証券		400,000.00	15,774.25 15,786.0118	63,097,022 63,144,047	5.500000 2017/07/30	
イタリア	5.25 ITALY GOVT 170801	国債証券		400,000.00	15,635.25 15,651.1596	62,541,015 62,604,638	5.250000 2017/08/01	0.87
フランス	5.75 O.A.T 321025	国債証券		300,000.00	20,448.44 20,776.2366	61,345,325 62,328,709	5.750000 2032/10/25	
ドイツ	4 BUND 160704	国債証券		400,000.00	14,948.54 14,927.7983	59,794,179 59,711,193	4.000000 2016/07/04	0.83
イタリア	5.25 ITALY GOVT 291101	国債証券		350,000.00	16,800.51 16,868.9791	58,801,804 59,041,427	5.250000 2029/11/01	
ドイツ	1.75 BUND 220704	国債証券		400,000.00	14,635.96 14,718.9502	58,543,856 58,875,800	1.750000 2022/07/04	0.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年6月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
国債証券	97.50
合計	97.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第16計算期間末日 (平成16年 7月20日)	30,088,129,408 (分配付) 29,976,485,860 (分配落)	10,780 (分配付) 10,740 (分配落)
第17計算期間末日 (平成16年 8月17日)	31,305,275,496 (分配付) 31,191,291,698 (分配落)	10,986 (分配付) 10,946 (分配落)
第18計算期間末日 (平成16年 9月17日)	31,667,309,129 (分配付) 31,549,155,561 (分配落)	10,721 (分配付) 10,681 (分配落)
第19計算期間末日 (平成16年10月18日)	32,914,672,609 (分配付) 32,795,377,297 (分配落)	11,036 (分配付) 10,996 (分配落)
第20計算期間末日 (平成16年11月17日)	33,331,775,649 (分配付) 33,211,988,228 (分配落)	11,130 (分配付) 11,090 (分配落)
第21計算期間末日 (平成16年12月17日)	33,453,383,072 (分配付) 33,336,265,158 (分配落)	11,426 (分配付) 11,386 (分配落)
第22計算期間末日 (平成17年 1月17日)	31,964,576,926 (分配付) 31,848,490,069 (分配落)	11,014 (分配付) 10,974 (分配落)
第23計算期間末日 (平成17年 2月17日)	33,750,768,867 (分配付) 33,631,716,316 (分配落)	11,340 (分配付) 11,300 (分配落)
第24計算期間末日 (平成17年 3月17日)	34,072,380,251 (分配付) 33,952,822,974 (分配落)	11,400 (分配付) 11,360 (分配落)
第25計算期間末日 (平成17年 4月18日)	34,274,665,229 (分配付) 34,154,540,850 (分配落)	11,413 (分配付) 11,373 (分配落)
第26計算期間末日 (平成17年 5月17日)	33,748,953,160 (分配付) 33,627,990,627 (分配落)	11,160 (分配付) 11,120 (分配落)
第27計算期間末日 (平成17年 6月17日)	33,794,470,432 (分配付) 33,670,535,965 (分配落)	10,907 (分配付) 10,867 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第28計算期間末日 (平成17年 7月19日)	36,078,034,958 (分配付) 35,949,038,708 (分配落)	11,187 (分配付) 11,147 (分配落)
第29計算期間末日 (平成17年 8月17日)	36,537,137,336 (分配付) 36,400,236,851 (分配落)	11,209 (分配付) 11,167 (分配落)
第30計算期間末日 (平成17年 9月20日)	37,294,071,076 (分配付) 37,155,193,501 (分配落)	11,279 (分配付) 11,237 (分配落)
第31計算期間末日 (平成17年10月17日)	38,361,158,700 (分配付) 38,219,252,496 (分配落)	11,354 (分配付) 11,312 (分配落)
第32計算期間末日 (平成17年11月17日)	38,497,903,740 (分配付) 38,354,734,242 (分配落)	11,294 (分配付) 11,252 (分配落)
第33計算期間末日 (平成17年12月19日)	39,161,967,465 (分配付) 39,016,915,380 (分配落)	11,339 (分配付) 11,297 (分配落)
第34計算期間末日 (平成18年 1月17日)	39,612,549,825 (分配付) 39,466,696,358 (分配落)	11,407 (分配付) 11,365 (分配落)
第35計算期間末日 (平成18年 2月17日)	38,992,658,125 (分配付) 38,847,568,115 (分配落)	11,287 (分配付) 11,245 (分配落)
第36計算期間末日 (平成18年 3月17日)	39,091,555,038 (分配付) 38,946,329,039 (分配落)	11,305 (分配付) 11,263 (分配落)
第37計算期間末日 (平成18年 4月17日)	39,003,256,958 (分配付) 38,857,355,855 (分配落)	11,228 (分配付) 11,186 (分配落)
第38計算期間末日 (平成18年 5月17日)	37,994,098,907 (分配付) 37,848,434,021 (分配落)	10,955 (分配付) 10,913 (分配落)
第39計算期間末日 (平成18年 6月19日)	39,180,192,012 (分配付) 39,035,102,816 (分配落)	11,342 (分配付) 11,300 (分配落)
第40計算期間末日 (平成18年 7月18日)	38,988,255,755 (分配付) 38,844,105,229 (分配落)	11,360 (分配付) 11,318 (分配落)
第41計算期間末日 (平成18年 8月17日)	39,442,362,953 (分配付) 39,298,853,072 (分配落)	11,543 (分配付) 11,501 (分配落)
第42計算期間末日 (平成18年 9月19日)	39,266,055,499 (分配付) 39,125,131,867 (分配落)	11,703 (分配付) 11,661 (分配落)
第43計算期間末日 (平成18年10月17日)	39,158,716,932 (分配付) 39,017,348,753 (分配落)	11,634 (分配付) 11,592 (分配落)
第44計算期間末日 (平成18年11月17日)	40,149,576,541 (分配付) 40,007,104,128 (分配落)	11,836 (分配付) 11,794 (分配落)
第45計算期間末日 (平成18年12月18日)	40,610,266,633 (分配付) 40,468,600,682 (分配落)	12,040 (分配付) 11,998 (分配落)
第46計算期間末日 (平成19年 1月17日)	40,396,816,735 (分配付) 40,255,298,115 (分配落)	11,989 (分配付) 11,947 (分配落)
第47計算期間末日 (平成19年 2月19日)	39,845,221,516 (分配付) 39,689,644,953 (分配落)	12,037 (分配付) 11,990 (分配落)
第48計算期間末日 (平成19年 3月19日)	39,292,741,377 (分配付) 39,138,657,199 (分配落)	11,985 (分配付) 11,938 (分配落)
第49計算期間末日 (平成19年 4月17日)	40,232,776,272 (分配付) 40,078,048,580 (分配落)	12,221 (分配付) 12,174 (分配落)
第50計算期間末日 (平成19年 5月17日)	40,339,835,954 (分配付) 40,185,364,793 (分配落)	12,274 (分配付) 12,227 (分配落)
第51計算期間末日 (平成19年 6月18日)	39,873,414,226 (分配付) 39,719,213,021 (分配落)	12,153 (分配付) 12,106 (分配落)
第52計算期間末日 (平成19年 7月17日)	40,390,073,372 (分配付) 40,236,625,206 (分配落)	12,371 (分配付) 12,324 (分配落)
第53計算期間末日 (平成19年 8月17日)	37,484,528,949 (分配付) 37,330,674,499 (分配落)	11,451 (分配付) 11,404 (分配落)
第54計算期間末日 (平成19年 9月18日)	39,401,486,012 (分配付) 39,246,937,580 (分配落)	11,982 (分配付) 11,935 (分配落)
第55計算期間末日 (平成19年10月17日)	40,277,108,878 (分配付) 40,122,537,642 (分配落)	12,247 (分配付) 12,200 (分配落)
第56計算期間末日 (平成19年11月19日)	40,391,635,988 (分配付) 40,236,735,188 (分配落)	12,256 (分配付) 12,209 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第57計算期間末日 (平成19年12月17日)	40,112,554,851 (分配付) 39,957,353,519 (分配落)	12,147 (分配付) 12,100 (分配落)
第58計算期間末日 (平成20年1月17日)	39,381,872,805 (分配付) 39,225,718,251 (分配落)	11,853 (分配付) 11,806 (分配落)
第59計算期間末日 (平成20年2月18日)	39,864,546,653 (分配付) 39,707,803,260 (分配落)	11,954 (分配付) 11,907 (分配落)
第60計算期間末日 (平成20年3月17日)	38,770,856,224 (分配付) 38,614,080,940 (分配落)	11,623 (分配付) 11,576 (分配落)
第61計算期間末日 (平成20年4月17日)	40,057,038,055 (分配付) 39,901,096,808 (分配落)	12,073 (分配付) 12,026 (分配落)
第62計算期間末日 (平成20年5月19日)	39,529,198,519 (分配付) 39,373,706,622 (分配落)	11,948 (分配付) 11,901 (分配落)
第63計算期間末日 (平成20年6月17日)	39,583,396,524 (分配付) 39,428,359,447 (分配落)	12,000 (分配付) 11,953 (分配落)
第64計算期間末日 (平成20年7月17日)	39,634,762,786 (分配付) 39,480,158,000 (分配落)	12,049 (分配付) 12,002 (分配落)
第65計算期間末日 (平成20年8月18日)	39,181,337,963 (分配付) 39,026,703,299 (分配落)	11,909 (分配付) 11,862 (分配落)
第66計算期間末日 (平成20年9月17日)	36,291,156,504 (分配付) 36,137,866,351 (分配落)	11,127 (分配付) 11,080 (分配落)
第67計算期間末日 (平成20年10月17日)	31,723,598,949 (分配付) 31,575,899,234 (分配落)	10,095 (分配付) 10,048 (分配落)
第68計算期間末日 (平成20年11月17日)	28,224,498,562 (分配付) 28,078,259,279 (分配落)	9,071 (分配付) 9,024 (分配落)
第69計算期間末日 (平成20年12月17日)	29,486,732,216 (分配付) 29,340,275,904 (分配落)	9,463 (分配付) 9,416 (分配落)
第70計算期間末日 (平成21年1月19日)	28,618,825,808 (分配付) 28,472,484,821 (分配落)	9,191 (分配付) 9,144 (分配落)
第71計算期間末日 (平成21年2月17日)	27,411,917,635 (分配付) 27,266,949,343 (分配落)	8,887 (分配付) 8,840 (分配落)
第72計算期間末日 (平成21年3月17日)	29,341,410,076 (分配付) 29,197,435,658 (分配落)	9,578 (分配付) 9,531 (分配落)
第73計算期間末日 (平成21年4月17日)	29,905,361,768 (分配付) 29,763,137,297 (分配落)	9,883 (分配付) 9,836 (分配落)
第74計算期間末日 (平成21年5月18日)	28,841,354,111 (分配付) 28,699,867,352 (分配落)	9,581 (分配付) 9,534 (分配落)
第75計算期間末日 (平成21年6月17日)	29,643,019,327 (分配付) 29,502,296,112 (分配落)	9,900 (分配付) 9,853 (分配落)
第76計算期間末日 (平成21年7月17日)	29,547,411,788 (分配付) 29,407,495,166 (分配落)	9,925 (分配付) 9,878 (分配落)
第77計算期間末日 (平成21年8月17日)	29,719,357,810 (分配付) 29,581,277,097 (分配落)	10,116 (分配付) 10,069 (分配落)
第78計算期間末日 (平成21年9月17日)	29,283,764,114 (分配付) 29,147,555,483 (分配落)	10,105 (分配付) 10,058 (分配落)
第79計算期間末日 (平成21年10月19日)	29,256,718,403 (分配付) 29,121,042,592 (分配落)	10,135 (分配付) 10,088 (分配落)
第80計算期間末日 (平成21年11月17日)	28,911,713,127 (分配付) 28,776,379,122 (分配落)	10,041 (分配付) 9,994 (分配落)
第81計算期間末日 (平成21年12月17日)	28,016,169,327 (分配付) 27,882,186,607 (分配落)	9,828 (分配付) 9,781 (分配落)
第82計算期間末日 (平成22年1月18日)	27,533,490,765 (分配付) 27,400,488,603 (分配落)	9,730 (分配付) 9,683 (分配落)
第83計算期間末日 (平成22年2月17日)	25,893,060,255 (分配付) 25,762,059,591 (分配落)	9,290 (分配付) 9,243 (分配落)
第84計算期間末日 (平成22年3月17日)	25,405,653,332 (分配付) 25,277,680,848 (分配落)	9,331 (分配付) 9,284 (分配落)
第85計算期間末日 (平成22年4月19日)	24,829,910,622 (分配付) 24,704,486,464 (分配落)	9,304 (分配付) 9,257 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第86計算期間末日 (平成22年 5月17日)	22,281,105,315 (分配付) 22,158,709,691 (分配落)	8,556 (分配付) 8,509 (分配落)
第87計算期間末日 (平成22年 6月17日)	20,804,053,529 (分配付) 20,686,677,542 (分配落)	8,330 (分配付) 8,283 (分配落)
第88計算期間末日 (平成22年 7月20日)	20,388,245,328 (分配付) 20,273,829,237 (分配落)	8,375 (分配付) 8,328 (分配落)
第89計算期間末日 (平成22年 8月17日)	19,626,522,413 (分配付) 19,514,568,788 (分配落)	8,240 (分配付) 8,193 (分配落)
第90計算期間末日 (平成22年 9月17日)	19,521,615,090 (分配付) 19,411,709,490 (分配落)	8,348 (分配付) 8,301 (分配落)
第91計算期間末日 (平成22年10月18日)	19,416,622,169 (分配付) 19,308,682,718 (分配落)	8,455 (分配付) 8,408 (分配落)
第92計算期間末日 (平成22年11月17日)	18,503,175,362 (分配付) 18,396,788,803 (分配落)	8,174 (分配付) 8,127 (分配落)
第93計算期間末日 (平成22年12月17日)	17,400,842,923 (分配付) 17,296,941,113 (分配落)	7,871 (分配付) 7,824 (分配落)
第94計算期間末日 (平成23年 1月17日)	16,950,129,421 (分配付) 16,848,172,973 (分配落)	7,814 (分配付) 7,767 (分配落)
第95計算期間末日 (平成23年 2月17日)	16,529,858,046 (分配付) 16,431,334,175 (分配落)	7,885 (分配付) 7,838 (分配落)
第96計算期間末日 (平成23年 3月17日)	15,753,032,169 (分配付) 15,656,763,555 (分配落)	7,691 (分配付) 7,644 (分配落)
第97計算期間末日 (平成23年 4月18日)	16,520,516,777 (分配付) 16,425,411,630 (分配落)	8,164 (分配付) 8,117 (分配落)
第98計算期間末日 (平成23年 5月17日)	15,762,384,449 (分配付) 15,668,384,384 (分配落)	7,881 (分配付) 7,834 (分配落)
第99計算期間末日 (平成23年 6月17日)	15,304,983,369 (分配付) 15,213,337,402 (分配落)	7,849 (分配付) 7,802 (分配落)
第100計算期間末日 (平成23年 7月19日)	14,276,104,784 (分配付) 14,186,753,432 (分配落)	7,509 (分配付) 7,462 (分配落)
第101計算期間末日 (平成23年 8月17日)	14,282,712,933 (分配付) 14,194,797,991 (分配落)	7,636 (分配付) 7,589 (分配落)
第102計算期間末日 (平成23年 9月20日)	13,007,746,628 (分配付) 12,923,316,202 (分配落)	7,241 (分配付) 7,194 (分配落)
第103計算期間末日 (平成23年10月17日)	12,523,548,984 (分配付) 12,442,276,752 (分配落)	7,242 (分配付) 7,195 (分配落)
第104計算期間末日 (平成23年11月17日)	11,231,610,845 (分配付) 11,153,765,786 (分配落)	6,781 (分配付) 6,734 (分配落)
第105計算期間末日 (平成23年12月19日)	10,844,551,088 (分配付) 10,769,828,304 (分配落)	6,821 (分配付) 6,774 (分配落)
第106計算期間末日 (平成24年 1月17日)	10,086,148,902 (分配付) 10,014,013,239 (分配落)	6,572 (分配付) 6,525 (分配落)
第107計算期間末日 (平成24年 2月17日)	10,396,764,231 (分配付) 10,327,555,600 (分配落)	7,061 (分配付) 7,014 (分配落)
第108計算期間末日 (平成24年 3月19日)	10,815,082,947 (分配付) 10,747,424,711 (分配落)	7,513 (分配付) 7,466 (分配落)
第109計算期間末日 (平成24年 4月17日)	10,090,837,681 (分配付) 10,024,221,841 (分配落)	7,119 (分配付) 7,072 (分配落)
第110計算期間末日 (平成24年 5月17日)	9,645,440,308 (分配付) 9,579,658,434 (分配落)	6,891 (分配付) 6,844 (分配落)
第111計算期間末日 (平成24年 6月18日)	9,294,612,585 (分配付) 9,229,913,044 (分配落)	6,752 (分配付) 6,705 (分配落)
第112計算期間末日 (平成24年 7月17日)	8,915,870,515 (分配付) 8,851,920,852 (分配落)	6,553 (分配付) 6,506 (分配落)
第113計算期間末日 (平成24年 8月17日)	8,839,268,733 (分配付) 8,776,335,742 (分配落)	6,601 (分配付) 6,554 (分配落)
第114計算期間末日 (平成24年 9月18日)	9,148,498,670 (分配付) 9,086,480,604 (分配落)	6,933 (分配付) 6,886 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第115計算期間末日 (平成24年10月17日)	9,113,094,506 (分配付) 9,051,774,860 (分配落)	6,985 (分配付) 6,938 (分配落)
第116計算期間末日 (平成24年11月19日)	9,006,888,955 (分配付) 8,946,740,477 (分配落)	7,038 (分配付) 6,991 (分配落)
第117計算期間末日 (平成24年12月17日)	9,261,825,427 (分配付) 9,203,977,494 (分配落)	7,525 (分配付) 7,478 (分配落)
第118計算期間末日 (平成25年 1月17日)	9,656,413,294 (分配付) 9,599,609,762 (分配落)	7,990 (分配付) 7,943 (分配落)
第119計算期間末日 (平成25年 2月18日)	9,498,920,861 (分配付) 9,445,659,511 (分配落)	8,382 (分配付) 8,335 (分配落)
第120計算期間末日 (平成25年 3月18日)	8,976,859,634 (分配付) 8,925,492,587 (分配落)	8,214 (分配付) 8,167 (分配落)
第121計算期間末日 (平成25年 4月17日)	9,171,398,009 (分配付) 9,121,957,988 (分配落)	8,719 (分配付) 8,672 (分配落)
第122計算期間末日 (平成25年 5月17日)	9,031,620,446 (分配付) 8,984,042,679 (分配落)	8,922 (分配付) 8,875 (分配落)
第123計算期間末日 (平成25年 6月17日)	8,264,259,197 (分配付) 8,217,968,309 (分配落)	8,391 (分配付) 8,344 (分配落)
第124計算期間末日 (平成25年 7月17日)	8,289,860,419 (分配付) 8,244,534,161 (分配落)	8,596 (分配付) 8,549 (分配落)
第125計算期間末日 (平成25年 8月19日)	8,060,104,739 (分配付) 8,015,523,181 (分配落)	8,497 (分配付) 8,450 (分配落)
第126計算期間末日 (平成25年 9月17日)	7,979,175,117 (分配付) 7,935,264,422 (分配落)	8,541 (分配付) 8,494 (分配落)
第127計算期間末日 (平成25年10月17日)	8,024,651,091 (分配付) 7,981,072,445 (分配落)	8,655 (分配付) 8,608 (分配落)
第128計算期間末日 (平成25年11月18日)	8,066,705,233 (分配付) 8,023,716,791 (分配落)	8,819 (分配付) 8,772 (分配落)
第129計算期間末日 (平成25年12月17日)	7,920,076,890 (分配付) 7,879,591,793 (分配落)	9,195 (分配付) 9,148 (分配落)
第130計算期間末日 (平成26年 1月17日)	7,694,261,294 (分配付) 7,655,095,682 (分配落)	9,233 (分配付) 9,186 (分配落)
第131計算期間末日 (平成26年 2月17日)	7,493,825,379 (分配付) 7,455,038,910 (分配落)	9,081 (分配付) 9,034 (分配落)
第132計算期間末日 (平成26年 3月17日)	7,576,289,740 (分配付) 7,537,808,704 (分配落)	9,254 (分配付) 9,207 (分配落)
第133計算期間末日 (平成26年 4月17日)	7,520,418,225 (分配付) 7,482,542,617 (分配落)	9,332 (分配付) 9,285 (分配落)
第134計算期間末日 (平成26年 5月19日)	7,337,149,150 (分配付) 7,299,692,606 (分配落)	9,207 (分配付) 9,160 (分配落)
第135計算期間末日 (平成26年 6月17日)	7,234,671,607 (分配付) 7,197,625,347 (分配落)	9,179 (分配付) 9,132 (分配落)
平成25年 6月末日	8,189,708,463	8,397
7月末日	8,134,420,691	8,503
8月末日	7,941,600,680	8,424
9月末日	7,933,387,549	8,530
10月末日	8,080,271,570	8,800
11月末日	8,156,779,244	9,061
12月末日	7,784,313,198	9,296
平成26年 1月末日	7,532,700,634	9,071
2月末日	7,535,155,769	9,152
3月末日	7,530,802,381	9,286
4月末日	7,473,951,507	9,301
5月末日	7,246,941,659	9,134
6月末日	7,166,413,779	9,169

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円
第29計算期間	42円
第30計算期間	42円
第31計算期間	42円
第32計算期間	42円
第33計算期間	42円
第34計算期間	42円
第35計算期間	42円
第36計算期間	42円
第37計算期間	42円
第38計算期間	42円
第39計算期間	42円
第40計算期間	42円
第41計算期間	42円
第42計算期間	42円
第43計算期間	42円
第44計算期間	42円
第45計算期間	42円
第46計算期間	42円
第47計算期間	47円
第48計算期間	47円
第49計算期間	47円
第50計算期間	47円
第51計算期間	47円
第52計算期間	47円
第53計算期間	47円
第54計算期間	47円
第55計算期間	47円
第56計算期間	47円
第57計算期間	47円
第58計算期間	47円
第59計算期間	47円
第60計算期間	47円
第61計算期間	47円
第62計算期間	47円
第63計算期間	47円
第64計算期間	47円
第65計算期間	47円
第66計算期間	47円
第67計算期間	47円
第68計算期間	47円
第69計算期間	47円
第70計算期間	47円
第71計算期間	47円
第72計算期間	47円
第73計算期間	47円

	1万口当たりの分配金
第74計算期間	47円
第75計算期間	47円
第76計算期間	47円
第77計算期間	47円
第78計算期間	47円
第79計算期間	47円
第80計算期間	47円
第81計算期間	47円
第82計算期間	47円
第83計算期間	47円
第84計算期間	47円
第85計算期間	47円
第86計算期間	47円
第87計算期間	47円
第88計算期間	47円
第89計算期間	47円
第90計算期間	47円
第91計算期間	47円
第92計算期間	47円
第93計算期間	47円
第94計算期間	47円
第95計算期間	47円
第96計算期間	47円
第97計算期間	47円
第98計算期間	47円
第99計算期間	47円
第100計算期間	47円
第101計算期間	47円
第102計算期間	47円
第103計算期間	47円
第104計算期間	47円
第105計算期間	47円
第106計算期間	47円
第107計算期間	47円
第108計算期間	47円
第109計算期間	47円
第110計算期間	47円
第111計算期間	47円
第112計算期間	47円
第113計算期間	47円
第114計算期間	47円
第115計算期間	47円
第116計算期間	47円
第117計算期間	47円
第118計算期間	47円
第119計算期間	47円
第120計算期間	47円
第121計算期間	47円
第122計算期間	47円
第123計算期間	47円
第124計算期間	47円
第125計算期間	47円
第126計算期間	47円
第127計算期間	47円
第128計算期間	47円
第129計算期間	47円
第130計算期間	47円
第131計算期間	47円
第132計算期間	47円

	1万口当たりの分配金
第133計算期間	47円
第134計算期間	47円
第135計算期間	47円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第16計算期間	3.02
第17計算期間	2.29
第18計算期間	2.05
第19計算期間	3.32
第20計算期間	1.21
第21計算期間	3.02
第22計算期間	3.26
第23計算期間	3.33
第24計算期間	0.88
第25計算期間	0.46
第26計算期間	1.87
第27計算期間	1.91
第28計算期間	2.94
第29計算期間	0.55
第30計算期間	1.00
第31計算期間	1.04
第32計算期間	0.15
第33計算期間	0.77
第34計算期間	0.97
第35計算期間	0.68
第36計算期間	0.53
第37計算期間	0.31
第38計算期間	2.06
第39計算期間	3.93
第40計算期間	0.53
第41計算期間	1.98
第42計算期間	1.75
第43計算期間	0.23
第44計算期間	2.10
第45計算期間	2.08
第46計算期間	0.07
第47計算期間	0.75
第48計算期間	0.04
第49計算期間	2.37
第50計算期間	0.82
第51計算期間	0.60
第52計算期間	2.18
第53計算期間	7.08
第54計算期間	5.06
第55計算期間	2.61
第56計算期間	0.45
第57計算期間	0.50
第58計算期間	2.04
第59計算期間	1.25
第60計算期間	2.38
第61計算期間	4.29
第62計算期間	0.64
第63計算期間	0.83
第64計算期間	0.80
第65計算期間	0.77
第66計算期間	6.19
第67計算期間	8.88
第68計算期間	9.72

	收益率(%)
第69計算期間	4.86
第70計算期間	2.38
第71計算期間	2.81
第72計算期間	8.34
第73計算期間	3.69
第74計算期間	2.59
第75計算期間	3.83
第76計算期間	0.73
第77計算期間	2.40
第78計算期間	0.35
第79計算期間	0.76
第80計算期間	0.46
第81計算期間	1.66
第82計算期間	0.52
第83計算期間	4.05
第84計算期間	0.95
第85計算期間	0.21
第86計算期間	7.57
第87計算期間	2.10
第88計算期間	1.11
第89計算期間	1.05
第90計算期間	1.89
第91計算期間	1.85
第92計算期間	2.78
第93計算期間	3.14
第94計算期間	0.12
第95計算期間	1.51
第96計算期間	1.87
第97計算期間	6.80
第98計算期間	2.90
第99計算期間	0.19
第100計算期間	3.75
第101計算期間	2.33
第102計算期間	4.58
第103計算期間	0.66
第104計算期間	5.75
第105計算期間	1.29
第106計算期間	2.98
第107計算期間	8.21
第108計算期間	7.11
第109計算期間	4.64
第110計算期間	2.55
第111計算期間	1.34
第112計算期間	2.26
第113計算期間	1.46
第114計算期間	5.78
第115計算期間	1.43
第116計算期間	1.44
第117計算期間	7.63
第118計算期間	6.84
第119計算期間	5.52
第120計算期間	1.45
第121計算期間	6.75
第122計算期間	2.88
第123計算期間	5.45
第124計算期間	3.02
第125計算期間	0.60
第126計算期間	1.07
第127計算期間	1.89

	収益率 (%)
第128計算期間	2.45
第129計算期間	4.82
第130計算期間	0.92
第131計算期間	1.14
第132計算期間	2.43
第133計算期間	1.35
第134計算期間	0.84
第135計算期間	0.20

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第16計算期間	1,343,442,210	177,472,270	27,910,887,188
第17計算期間	1,024,413,305	439,350,759	28,495,949,734
第18計算期間	1,326,443,599	284,001,276	29,538,392,057
第19計算期間	1,060,114,853	774,678,808	29,823,828,102
第20計算期間	890,674,003	767,646,701	29,946,855,404
第21計算期間	752,493,999	1,419,870,723	29,279,478,680
第22計算期間	748,464,987	1,006,229,384	29,021,714,283
第23計算期間	1,261,359,504	519,935,793	29,763,137,994
第24計算期間	871,610,472	745,429,168	29,889,319,298
第25計算期間	889,417,614	747,642,126	30,031,094,786
第26計算期間	784,463,335	574,924,817	30,240,633,304
第27計算期間	1,876,327,983	1,133,344,374	30,983,616,913
第28計算期間	2,280,283,895	1,014,838,230	32,249,062,578
第29計算期間	1,147,089,815	800,798,810	32,595,353,583
第30計算期間	993,053,613	522,317,843	33,066,089,353
第31計算期間	1,043,840,666	322,738,418	33,787,191,601
第32計算期間	838,035,602	537,251,389	34,087,975,814
第33計算期間	1,184,208,879	735,973,803	34,536,210,890
第34計算期間	704,885,636	514,080,360	34,727,016,166
第35計算期間	670,906,280	852,681,743	34,545,240,703
第36計算期間	546,704,886	514,326,545	34,577,619,044
第37計算期間	617,309,755	456,570,773	34,738,358,026
第38計算期間	493,533,798	549,775,927	34,682,115,897
第39計算期間	367,223,718	504,292,902	34,545,046,713
第40計算期間	359,216,544	582,709,221	34,321,554,036
第41計算期間	485,745,198	638,279,739	34,169,019,495
第42計算期間	485,325,307	1,101,098,914	33,553,245,888
第43計算期間	778,098,208	672,253,838	33,659,090,258
第44計算期間	834,279,022	571,365,990	33,922,003,290
第45計算期間	373,220,854	565,235,635	33,729,988,509
第46計算期間	433,792,539	468,871,410	33,694,909,638
第47計算期間	384,721,248	978,234,435	33,101,396,451
第48計算期間	517,225,947	834,754,678	32,783,867,720
第49計算期間	450,088,568	313,170,699	32,920,785,589
第50計算期間	348,722,820	403,303,929	32,866,204,480
第51計算期間	425,431,014	482,868,333	32,808,767,161
第52計算期間	198,716,482	358,937,674	32,648,545,969
第53計算期間	373,320,527	286,877,001	32,734,989,495
第54計算期間	366,688,036	219,032,370	32,882,645,161
第55計算期間	366,789,215	361,937,198	32,887,497,178
第56計算期間	346,400,109	276,280,262	32,957,617,025
第57計算期間	306,104,572	242,161,480	33,021,560,117
第58計算期間	572,294,681	369,481,419	33,224,373,379
第59計算期間	550,755,284	425,470,522	33,349,658,141
第60計算期間	355,786,742	349,001,309	33,356,443,574

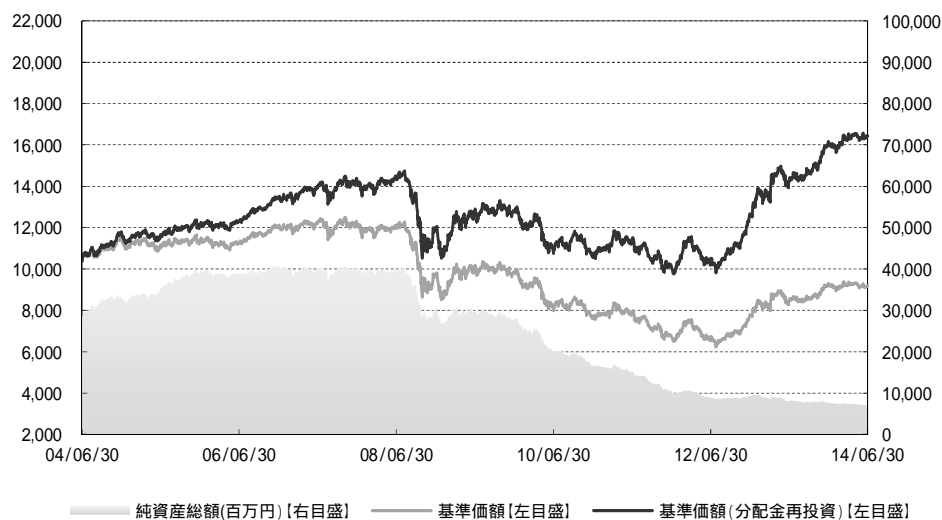
	設定口数	解約口数	発行済口数
第61計算期間	411,082,157	588,536,967	33,178,988,764
第62計算期間	288,946,478	384,552,783	33,083,382,459
第63計算期間	195,401,167	292,171,350	32,986,612,276
第64計算期間	476,576,208	568,553,017	32,894,635,467
第65計算期間	612,647,201	606,290,267	32,900,992,401
第66計算期間	372,240,062	658,306,290	32,614,926,173
第67計算期間	138,447,910	1,327,902,698	31,425,471,385
第68計算期間	241,332,246	552,062,412	31,114,741,219
第69計算期間	240,671,245	194,494,820	31,160,917,644
第70計算期間	161,608,346	186,145,577	31,136,380,413
第71計算期間	121,954,560	414,017,345	30,844,317,628
第72計算期間	82,323,133	293,785,664	30,632,855,097
第73計算期間	85,900,154	458,229,460	30,260,525,791
第74計算期間	92,293,048	249,253,001	30,103,565,838
第75計算期間	71,936,690	234,392,906	29,941,109,622
第76計算期間	116,611,284	288,226,730	29,769,494,176
第77計算期間	62,353,653	452,972,638	29,378,875,191
第78計算期間	139,050,232	537,365,565	28,980,559,858
第79計算期間	78,257,562	191,623,526	28,867,193,894
第80計算期間	87,275,314	159,999,957	28,794,469,251
第81計算期間	105,288,453	392,795,913	28,506,961,791
第82計算期間	61,454,444	270,083,881	28,298,332,354
第83計算期間	122,502,687	548,353,273	27,872,481,768
第84計算期間	88,279,607	732,573,087	27,228,188,288
第85計算期間	189,363,106	731,560,329	26,685,991,065
第86計算期間	141,168,822	785,537,700	26,041,622,187
第87計算期間	159,893,502	1,227,901,390	24,973,614,299
第88計算期間	86,289,692	716,054,814	24,343,849,177
第89計算期間	86,228,124	610,156,952	23,819,920,349
第90計算期間	96,359,470	532,109,509	23,384,170,310
第91計算期間	42,656,118	460,985,759	22,965,840,669
第92計算期間	50,838,943	381,241,354	22,635,438,258
第93計算期間	62,022,912	590,693,006	22,106,768,164
第94計算期間	78,214,545	492,121,361	21,692,861,348
第95計算期間	67,457,962	797,793,427	20,962,525,883
第96計算期間	114,401,241	594,243,232	20,482,683,892
第97計算期間	234,129,349	481,675,546	20,235,137,695
第98計算期間	56,789,300	291,913,087	20,000,013,908
第99計算期間	56,457,192	557,329,162	19,499,141,938
第100計算期間	88,692,659	576,908,452	19,010,926,145
第101計算期間	49,816,288	355,435,500	18,705,306,933
第102計算期間	39,077,462	780,463,814	17,963,920,581
第103計算期間	53,260,497	725,216,647	17,291,964,431
第104計算期間	40,765,866	769,951,627	16,562,778,670
第105計算期間	39,530,199	703,844,185	15,898,464,684
第106計算期間	40,826,015	591,277,179	15,348,013,520
第107計算期間	44,339,662	667,112,450	14,725,240,732
第108計算期間	61,667,095	391,538,300	14,395,369,527
第109計算期間	33,797,947	255,584,355	14,173,583,119
第110計算期間	39,096,387	216,536,047	13,996,143,459
第111計算期間	37,284,685	267,568,345	13,765,859,799
第112計算期間	48,253,233	207,801,639	13,606,311,393
第113計算期間	41,607,090	257,920,271	13,389,998,212
第114計算期間	31,855,425	226,520,412	13,195,333,225
第115計算期間	48,990,708	197,590,607	13,046,733,326
第116計算期間	41,841,467	291,026,221	12,797,548,572
第117計算期間	35,060,339	524,537,915	12,308,070,996
第118計算期間	48,864,628	271,077,708	12,085,857,916
第119計算期間	39,785,537	793,441,135	11,332,202,318

	設定口数	解約口数	発行済口数
第120計算期間	40,768,856	443,812,158	10,929,159,016
第121計算期間	21,457,849	431,463,411	10,519,153,454
第122計算期間	16,498,759	412,722,899	10,122,929,314
第123計算期間	20,061,049	293,865,136	9,849,125,227
第124計算期間	16,099,572	221,340,044	9,643,884,755
第125計算期間	15,345,141	173,791,958	9,485,437,938
第126計算期間	14,664,222	157,400,918	9,342,701,242
第127計算期間	74,053,207	144,701,946	9,272,052,503
第128計算期間	14,681,241	140,256,568	9,146,477,176
第129計算期間	16,151,543	548,778,260	8,613,850,459
第130計算期間	15,868,550	296,609,949	8,333,109,060
第131計算期間	17,066,299	97,734,952	8,252,440,407
第132計算期間	11,781,037	76,766,839	8,187,454,605
第133計算期間	12,637,976	141,452,567	8,058,640,014
第134計算期間	12,048,976	101,211,462	7,969,477,528
第135計算期間	13,316,183	100,610,715	7,882,182,996

運用実績

基準価額・純資産の推移 (2004年6月30日～2014年6月30日)

分配の推移



2014年 6月	47円
2014年 5月	47円
2014年 4月	47円
2014年 3月	47円
2014年 2月	47円
2014年 1月	47円
直近1年間累計	564円
設定来累計	5,979円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

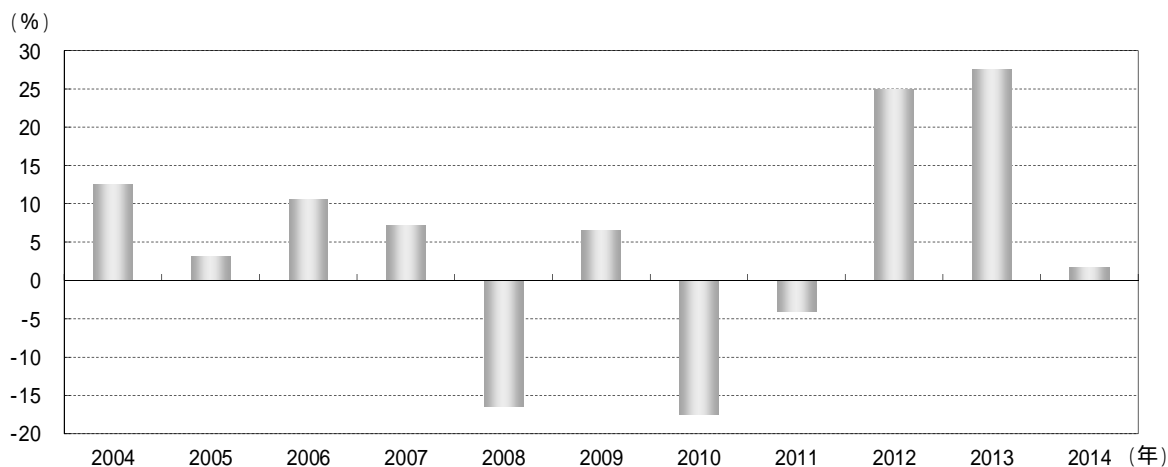
主要な資産の状況 (2014年6月30日現在)

種別構成	比率
国債	97.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1	3.75 ITALY GOVT 210801	国債	イタリア	2.6%
2	3.5 BUND 160104	国債	ドイツ	1.6%
3	4.5 ITALY GOVT 200201	国債	イタリア	1.6%
4	5 BEL GOVT 350328	国債	ベルギー	1.5%
5	4.25 O.A.T 171025	国債	フランス	1.3%
6	4.5 ITALY GOVT 180801	国債	イタリア	1.3%
7	3.75 ITALY GOVT 210301	国債	イタリア	1.3%
8	3.75 ITALY GOVT 150801	国債	イタリア	1.2%
9	4.75 BUND 400704	国債	ドイツ	1.2%
10	3.75 O.A.T 210425	国債	フランス	1.1%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は6月30日までの収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、 申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとしします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとしします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとしします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとしします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求 受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の 算出方法	$\text{基準価額} = \text{信託財産の純資産総額} \div \text{受益権総口数}$ <p>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。</p>
基準価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の 照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/</p>

(2)【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成15年1月9日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎月18日から翌月17日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還) ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行うおとす場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行うおとす場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、運用報告書(平成26年12月以降は交付運用報告書)を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の 辞任および 解任に伴う 取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社 がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者 は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、 または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、 新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は ファンドを償還させます。
信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀 行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀 行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに 掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じ た場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款（平成26年12月1日適用予定）の変更内容について

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

（下線部_____は変更部分を、「」は該当する条文を示します。）

変更前（旧）	変更後（新）
<新設>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p><u>第 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年12月18日から平成26年6月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月30日

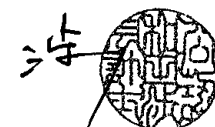
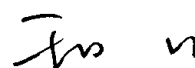
三菱UFJ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJユーロ債券オープン（毎月分配型）の平成25年12月18日から平成26年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJユーロ債券オープン（毎月分配型）の平成26年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【三菱UFJユーロ債券オープン（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

	前期	当期
	[平成25年12月17日現在]	[平成26年6月17日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	25,523,436	2,874,284
コール・ローン	59,879,917	45,539,373
国債証券	7,664,341,867	7,016,841,454
派生商品評価勘定	36,040	
未収入金	66,664,638	61,478,136
未収利息	133,884,037	113,109,318
前払費用	1,508,646	3,771,848
その他未収収益	2,719,023	922,466
差入委託証拠金	10,008,801	9,768,161
流動資産合計	7,964,566,405	7,254,305,040
資産合計	7,964,566,405	7,254,305,040
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		97,350
未払収益分配金	40,485,097	37,046,260
未払解約金	37,788,725	13,303,650
未払受託者報酬	335,042	311,623
未払委託者報酬	6,365,748	5,920,810
流動負債合計	84,974,612	56,679,693
負債合計	84,974,612	56,679,693
純資産の部		
元本等		
元本	8,613,850,459	7,882,182,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	734,258,666	684,557,649
(分配準備積立金)	(333,040)	(2,596)
元本等合計	7,879,591,793	7,197,625,347
純資産合計	7,879,591,793	7,197,625,347
負債純資産合計	7,964,566,405	7,254,305,040

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期	当期
	自平成25年6月18日 至平成25年12月17日	自平成25年12月18日 至平成26年6月17日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	144,406,458	128,588,543
有価証券売買等損益	42,542,636	304,500,051
派生商品取引等損益	1,154,835	
為替差損益	940,966,994	176,794,176
その他収益	2,000,704	2,145,923
営業収益合計	1,043,676,685	258,440,341
営業費用		
受託者報酬	2,125,074	1,992,870
委託者報酬	40,376,313	37,864,476
その他費用	1,011,293	921,378
営業費用合計	43,512,680	40,778,724
営業利益	1,000,164,005	217,661,617
経常利益	1,000,164,005	217,661,617
当期純利益	1,000,164,005	217,661,617
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	16,443,704	54,104
期首剰余金又は期首欠損金()	1,631,156,918	734,258,666
剰余金増加額又は欠損金減少額	195,176,338	67,705,285
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	195,176,338	67,705,285
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,127,691	6,800,252
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,127,691	6,800,252
分配金	260,870,696	228,811,529
期末剰余金又は期末欠損金()	734,258,666	684,557,649

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成25年12月17日現在]	当期 [平成26年6月17日現在]
1 期首元本額	9,849,125,227円	8,613,850,459円
期中追加設定元本額	150,994,926円	82,719,021円
期中一部解約元本額	1,386,269,694円	814,386,484円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	734,258,666円	684,557,649円
3 受益権の総数	8,613,850,459口	7,882,182,996口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9148円 (9,148円)	0.9132円 (9,132円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成25年6月18日 至平成25年12月17日)

1 分配金の計算過程

(自平成25年6月18日 至平成25年7月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	23,750,781円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	1,141,445,676円
分配準備積立金額	D	823,839円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,166,020,296円
当ファンドの期末残存口数	F	9,643,884,755口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,209円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	45,326,258円

(自平成25年7月18日 至平成25年8月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	18,686,131円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	1,101,828,258円
分配準備積立金額	D	477,138円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,120,991,527円
当ファンドの期末残存口数	F	9,485,437,938口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,181円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	44,581,558円

(自平成25年8月20日 至平成25年9月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	21,322,207円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	1,060,026,244円
分配準備積立金額	D	193,400円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,081,541,851円
当ファンドの期末残存口数	F	9,342,701,242口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,157円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,910,695円

(自 平成25年9月18日 至 平成25年10月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	22,436,001円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	1,029,892,851円
分配準備積立金額	D	47,011円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,052,375,863円
当ファンドの期末残存口数	F	9,272,052,503口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,134円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,578,646円

(自 平成25年10月18日 至 平成25年11月18日)		
費用控除後の配当等収益額	A	24,047,296円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	994,911,240円
分配準備積立金額	D	280,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,019,239,421円
当ファンドの期末残存口数	F	9,146,477,176口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,114円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,988,442円

(自 平成25年11月19日 至 平成25年12月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	22,175,043円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	918,891,875円
分配準備積立金額	D	554,008円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	941,620,926円
当ファンドの期末残存口数	F	8,613,850,459口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,093円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,485,097円

当期 (自 平成25年12月18日 至 平成26年6月17日)

1 分配金の計算過程

(自 平成25年12月18日 至 平成26年1月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	21,168,104円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	871,453,608円
分配準備積立金額	D	389,652円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	893,011,364円
当ファンドの期末残存口数	F	8,333,109,060口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,071円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,165,612円

(自 平成26年1月18日 至 平成26年2月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	15,173,469円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	844,869,665円
分配準備積立金額	D	735,808円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	860,778,942円
当ファンドの期末残存口数	F	8,252,440,407口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,043円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,786,469円

(自 平成26年2月18日 至 平成26年3月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	19,705,414円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	815,295,277円
分配準備積立金額	D	230,993円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	835,231,684円
当ファンドの期末残存口数	F	8,187,454,605口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,020円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,481,036円

(自 平成26年3月18日 至 平成26年4月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	20,721,885円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	783,937,586円
分配準備積立金額	D	292,061円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	804,951,532円
当ファンドの期末残存口数	F	8,058,640,014口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	998円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,875,608円

(自 平成26年4月18日 至 平成26年5月19日)		
費用控除後の配当等収益額	A	15,210,677円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	758,532,277円
分配準備積立金額	D	73,479円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	773,816,433円
当ファンドの期末残存口数	F	7,969,477,528口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	970円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,456,544円

(自 平成26年5月20日 至 平成26年6月17日)		
費用控除後の配当等収益額	A	14,026,382円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	728,159,984円
分配準備積立金額	D	164,143円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	742,350,509円
当ファンドの期末残存口数	F	7,882,182,996口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941円
1万口当たり分配金額	H	47円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,046,260円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 (自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月17日)	当期 (自 平成25年12月18日 至 平成26年 6月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左

区 分	前期 (自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月17日)	当期 (自 平成25年12月18日 至 平成26年 6月17日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [平成25年12月17日現在]	当期 [平成26年6月17日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券関係に関する注記)
売買目的有価証券

種 類	前期 [平成25年12月17日現在]	当期 [平成26年6月17日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	22,782,437	38,013,593
合計	22,782,437	38,013,593

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	前期 [平成25年12月17日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	70,946,040		70,910,000	36,040
	合 計	70,946,040		70,910,000	36,040

区 分	種 類	当期 [平成26年6月17日現在]			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	41,425,650		41,523,000	97,350
	合 計	41,425,650		41,523,000	97,350

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通 貨		券面総額	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
ユーロ				
国債証券	0.5 OBL 170407	300,000.00	303,585.00	
	1 O.A.T 181125	200,000.00	204,710.00	
	1 OBL 181012	300,000.00	309,210.00	
	1.5 ITALY GOVT 161215	300,000.00	304,980.00	
	1.75 BUND 220704	400,000.00	423,280.00	
	1.75 O.A.T 230525	100,000.00	101,920.00	
	1.75 OBL 151009	400,000.00	409,080.00	
	2 BTAN 150712	400,000.00	408,360.00	
	2 BUND 220104	300,000.00	324,135.00	
	2 FINNISH GOVT 240415	100,000.00	103,875.00	
	2 NETH GOVT 240715	100,000.00	103,635.00	
	2 OBL 160226	300,000.00	310,050.00	
	2.25 BTAN 160225	500,000.00	518,475.00	
	2.25 BUND 200904	200,000.00	219,890.00	
	2.25 ITALY GOVT 160515	300,000.00	309,330.00	
	2.25 NETH GOVT 220715	200,000.00	215,300.00	
	2.25 O.A.T 221025	300,000.00	320,130.00	
	2.5 BTAN 160725	200,000.00	210,070.00	
	2.5 BUND 210104	300,000.00	334,815.00	
	2.5 BUND 440704	100,000.00	104,455.00	
	2.5 NETH GOVT 170115	200,000.00	212,180.00	
	2.5 NETH GOVT 330115	100,000.00	103,945.00	
	2.5 O.A.T 201025	300,000.00	329,670.00	
	2.75 O.A.T 271025	200,000.00	212,690.00	
	2.75 OBL 160408	300,000.00	314,700.00	
	2.75 SPAIN GOVT 190430	100,000.00	106,620.00	
	3 BUND 200704	200,000.00	228,850.00	
	3 ITALY GOVT 151101	300,000.00	310,200.00	

(単位：円)

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
	3 O.A.T 151025	400,000.00	416,040.00	
	3 O.A.T 220425	300,000.00	338,760.00	
	3.15 SPAIN GOVT 160131	200,000.00	208,550.00	
	3.2 AUSTRIA GOVT 170220	100,000.00	108,105.00	
	3.25 BEL GOVT 160928	300,000.00	321,435.00	
	3.25 BUND 200104	200,000.00	230,370.00	
	3.25 BUND 210704	500,000.00	584,650.00	
	3.25 BUND 420704	200,000.00	240,120.00	
	3.25 NETH GOVT 150715	300,000.00	310,335.00	
	3.25 NETH GOVT 210715	200,000.00	230,320.00	
	3.25 O.A.T 160425	300,000.00	317,565.00	
	3.25 O.A.T 211025	500,000.00	573,975.00	
	3.25 SPAIN GOVT 160430	300,000.00	314,880.00	
	3.3 SPAIN GOVT 160730	200,000.00	211,100.00	
	3.375 FINNISH GOV 200415	200,000.00	229,930.00	
	3.5 AUSTRIA GOVT 210915	200,000.00	233,810.00	
	3.5 BEL GOVT 170628	200,000.00	219,700.00	
	3.5 BUND 160104	800,000.00	843,080.00	
	3.5 BUND 190704	200,000.00	231,280.00	
	3.5 FINNISH GOVT 210415	100,000.00	116,530.00	
	3.5 NETH GOVT 200715	200,000.00	232,120.00	
	3.5 O.A.T 200425	300,000.00	346,800.00	
	3.5 O.A.T 260425	200,000.00	230,450.00	
	3.65 AUSTRIA GOVT 220420	200,000.00	236,260.00	
	3.75 BEL GOVT 200928	200,000.00	233,870.00	
	3.75 BUND 170104	100,000.00	109,425.00	
	3.75 BUND 190104	500,000.00	578,400.00	
	3.75 ITALY GOVT 150801	600,000.00	621,870.00	
	3.75 ITALY GOVT 160801	200,000.00	212,930.00	
	3.75 ITALY GOVT 210301	600,000.00	665,070.00	
	3.75 ITALY GOVT 210801	1,200,000.00	1,326,780.00	
	3.75 NETH GOVT 230115	100,000.00	119,595.00	
	3.75 NETH GOVT 420115	200,000.00	256,630.00	
	3.75 O.A.T 170425	500,000.00	550,850.00	
	3.75 O.A.T 191025	200,000.00	232,610.00	
	3.75 O.A.T 210425	500,000.00	590,250.00	
	3.75 SPAIN GOVT 181031	200,000.00	221,530.00	
	3.8 SPAIN GOVT 170131	300,000.00	323,520.00	
	3.9 AUSTRIA GOVT 200715	150,000.00	177,217.50	
	4 AUSTRIA GOVT 160915	150,000.00	163,087.50	
	4 BEL GOVT 180328	100,000.00	113,645.00	
	4 BEL GOVT 190328	200,000.00	232,100.00	
	4 BEL GOVT 220328	400,000.00	479,140.00	
	4 BEL GOVT 320328	100,000.00	120,145.00	
	4 BUND 160704	400,000.00	432,320.00	
	4 BUND 180104	300,000.00	341,025.00	
	4 BUND 370104	300,000.00	392,010.00	
	4 FINNISH GOVT 250704	200,000.00	245,320.00	
	4 ITALY GOVT 170201	300,000.00	324,570.00	
	4 ITALY GOVT 200901	200,000.00	225,240.00	
	4 ITALY GOVT 370201	500,000.00	527,725.00	
	4 NETH GOVT 160715	200,000.00	216,240.00	
	4 NETH GOVT 180715	200,000.00	229,410.00	
	4 NETH GOVT 190715	100,000.00	117,185.00	
	4 NETH GOVT 370115	200,000.00	259,050.00	
	4 O.A.T 180425	300,000.00	342,090.00	
	4 O.A.T 381025	200,000.00	245,490.00	
	4 O.A.T 550425	200,000.00	251,850.00	
	4 O.A.T 600425	200,000.00	253,120.00	
	4 SPAIN GOVT 150730	300,000.00	312,045.00	
	4 SPAIN GOVT 200430	100,000.00	113,495.00	
	4.1 SPAIN GOVT 180730	200,000.00	223,950.00	
	4.15 AUSTRIA GOVT 370315	200,000.00	261,390.00	
	4.2 SPAIN GOVT 370131	250,000.00	271,725.00	
	4.25 BEL GOVT 210928	200,000.00	242,420.00	
	4.25 BUND 170704	400,000.00	450,540.00	
	4.25 BUND 180704	200,000.00	232,590.00	
	4.25 BUND 390704	100,000.00	137,755.00	

(単位：円)

通貨		券面総額	評価額	備考
種類	銘柄			
	4.25 FINNISH GOVT 150704	100,000.00	104,395.00	
	4.25 ITALY GOVT 190201	300,000.00	339,120.00	
	4.25 O.A.T 171025	600,000.00	680,430.00	
	4.25 O.A.T 181025	500,000.00	582,275.00	
	4.25 O.A.T 190425	300,000.00	353,250.00	
	4.25 SPAIN GOVT 161031	200,000.00	216,620.00	
	4.3 SPAIN GOVT 191031	200,000.00	229,540.00	
	4.35 AUSTRIA GOVT 190315	100,000.00	117,935.00	
	4.4 SPAIN GOVT 231031	200,000.00	229,930.00	
	4.5 IRISH GOVT 181018	200,000.00	232,430.00	
	4.5 IRISH GOVT 200418	200,000.00	235,990.00	
	4.5 ITALY GOVT 180201	370,000.00	414,196.50	
	4.5 ITALY GOVT 180801	600,000.00	678,690.00	
	4.5 ITALY GOVT 190301	300,000.00	343,485.00	
	4.5 ITALY GOVT 200201	700,000.00	806,050.00	
	4.5 ITALY GOVT 240301	200,000.00	229,290.00	
	4.5 ITALY GOVT 260301	300,000.00	341,310.00	
	4.5 NETH GOVT 170715	250,000.00	282,937.50	
	4.5 O.A.T 410425	300,000.00	398,625.00	
	4.5 SPAIN GOVT 180131	200,000.00	224,490.00	
	4.6 SPAIN GOVT 190730	250,000.00	289,537.50	
	4.65 AUSTRIA GOVT 180115	300,000.00	346,515.00	
	4.65 SPAIN GOVT 250730	200,000.00	233,940.00	
	4.7 SPAIN GOVT 410730	200,000.00	231,130.00	
	4.75 BUND 280704	150,000.00	204,202.50	
	4.75 BUND 340704	100,000.00	141,500.00	
	4.75 BUND 400704	400,000.00	594,160.00	
	4.75 ITALY GOVT 160915	300,000.00	326,685.00	
	4.75 ITALY GOVT 170601	200,000.00	222,050.00	
	4.75 ITALY GOVT 230801	100,000.00	116,850.00	
	4.75 O.A.T 350425	350,000.00	469,857.50	
	4.8 SPAIN GOVT 240131	200,000.00	236,860.00	
	4.85 AUSTRIA GOVT 260315	100,000.00	131,890.00	
	4.85 SPAIN GOVT 201031	200,000.00	237,510.00	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	200,000.00	238,560.00	
	5 BEL GOVT 350328	550,000.00	749,320.00	
	5 ITALY GOVT 250301	200,000.00	237,060.00	
	5 ITALY GOVT 340801	400,000.00	475,780.00	
	5 ITALY GOVT 390801	200,000.00	236,910.00	
	5 O.A.T 161025	500,000.00	557,450.00	
	5.25 ITALY GOVT 170801	400,000.00	452,180.00	
	5.25 ITALY GOVT 291101	350,000.00	425,145.00	
	5.5 BEL GOVT 170928	100,000.00	117,075.00	
	5.5 BEL GOVT 280328	200,000.00	275,900.00	
	5.5 BUND 310104	250,000.00	371,262.50	
	5.5 NETH GOVT 280115	50,000.00	71,192.50	
	5.5 O.A.T 290425	200,000.00	279,910.00	
	5.5 SPAIN GOVT 170730	400,000.00	456,200.00	
	5.5 SPAIN GOVT 210430	300,000.00	368,880.00	
	5.625 BUND 280104	100,000.00	146,255.00	
	5.75 ITALY GOVT 330201	200,000.00	258,190.00	
	5.75 O.A.T 321025	300,000.00	443,535.00	
	5.75 SPAIN GOVT 320730	100,000.00	131,210.00	
	5.85 SPAIN GOVT 220131	300,000.00	377,235.00	
	5.9 IRISH GOVT 191018	400,000.00	501,500.00	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	100,000.00	128,960.00	
	6 ITALY GOVT 310501	300,000.00	394,680.00	
	6 O.A.T 251025	400,000.00	565,380.00	
	6 SPAIN GOVT 290131	250,000.00	328,637.50	
	6.25 AUSTRIA GOVT 270715	150,000.00	224,722.50	
	6.25 BUND 240104	100,000.00	145,315.00	
	6.25 BUND 300104	100,000.00	157,395.00	
	6.5 BUND 270704	100,000.00	156,300.00	
	6.5 ITALY GOVT 271101	390,000.00	526,324.50	
	7.25 ITALY GOVT 261101	200,000.00	283,100.00	
	7.5 NETH GOVT 230115	100,000.00	150,205.00	
	8.5 O.A.T 191025	250,000.00	353,625.00	
	8.5 O.A.T 230425	200,000.00	317,050.00	

(単位：円)

通貨種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	9 ITALY GOVT 231101	200,000.00	304,750.00	
	国債証券 小計	43,560,000.00	50,692,396.00 (7,016,841,454)	
	ユーロ 小計	43,560,000.00	50,692,396.00 (7,016,841,454)	
	合計		7,016,841,454 (7,016,841,454)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券 165銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成26年6月30日現在
(単位：円)

資産総額	7,196,154,999
負債総額	29,741,220
純資産総額(-)	7,166,413,779
発行済口数	7,815,936,366 口
1口当たり純資産価額(/)	0.9169 (1万口当たり 9,169)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成26年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成26年6月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	498	7,131,153
追加型公社債投資信託	18	712,449
単位型株式投資信託	23	411,807
単位型公社債投資信託	5	188,177
合計	544	8,443,585

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査報告書の謄本を添付しております。)

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)		第29期 (平成26年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	22,261,065	※2	33,576,940
有価証券	※2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	※2	47,936	※2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計		35,434,764		41,533,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	270,058	※1	254,682
器具備品	※1	171,754	※1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,646,844		1,638,676
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
無形固定資産合計		1,303,679		1,268,599
投資その他の資産				
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	3,500,000		—
長期差入保証金	※2	825,804	※2	813,838
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料	※2 1,761,746	※2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用	※2 1,333,574	※2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
固定負債		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

(単位：千円)

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,411,166	53,423,757
投資顧問料	13,601	139,837
その他営業収益	138,788	99,673
営業収益合計	48,563,556	53,663,268
営業費用		
支払手数料	※2 19,724,426	※2 21,905,982
広告宣伝費	543,508	694,552
公告費	1,748	1,062
調査費		
調査費	942,478	977,602
委託調査費	10,699,987	11,329,088
事務委託費	242,537	263,721
営業雑経費		
通信費	89,308	97,901
印刷費	443,177	510,065
協会費	39,963	40,060
諸会費	7,621	7,806
事務機器関連費	971,457	1,041,363
その他営業雑経費	8,989	12,477
営業費用合計	33,715,204	36,881,683
一般管理費		
給料		
役員報酬	198,915	205,947
給料・手当	3,740,875	3,814,639
賞与引当金繰入	594,000	585,962
福利厚生費	593,073	603,032
交際費	23,259	21,433
旅費交通費	139,968	143,037
租税公課	115,450	123,549
不動産賃借料	699,860	692,573
退職給付費用	162,650	256,292
役員退職慰労引当金繰入	19,007	20,252
固定資産減価償却費	442,844	467,545
諸経費	270,874	300,280
一般管理費合計	7,000,782	7,234,545
営業利益	7,847,569	9,547,039

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	213,088	287,886
有価証券利息	※2 6,698	※2 3,249
受取利息	※2 25,684	※2 19,503
投資有価証券償還益	6,072	1,862
収益分配金等時効完成分	412,323	64,449
その他	1,935	2,886
営業外収益合計	665,802	379,836
営業外費用		
投資有価証券償還損	8,689	57
時効後支払損引当金繰入	16,881	49,112
事務過誤費	186	1,389
その他	45	4,097
営業外費用合計	25,802	54,656
経常利益	8,487,569	9,872,219
特別利益		
投資有価証券売却益	334,775	767,140
特別利益合計	334,775	767,140
特別損失		
投資有価証券売却損	32,155	49,266
固定資産除却損	※1 253	※1 466
特別損失合計	32,409	49,732
税引前当期純利益	8,789,934	10,589,626
法人税、住民税及び事業税	3,441,310	3,847,871
法人税等調整額	△55,499	11,641
法人税等合計	3,385,811	3,859,512
当期純利益	5,404,123	6,730,113

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						△2,581,238	△2,581,238	△2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203
当期変動額			
剰余金の配当			△2,581,238
当期純利益			5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,074,300	1,074,300	1,074,300
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						△2,705,336	△2,705,336	△2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剰余金の配当			△2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△128,187	△128,187	△128,187
当期変動額合計	△128,187	△128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数(8年)により費用処理しておりましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
預金	19,410,015千円	30,782,482千円
有価証券	8,000,000千円	—
未収収益	40,120千円	34,750千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	3,500,000千円	—
長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
未払費用	148,712千円	171,067千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円
有価証券利息	5,170千円	2,051千円
受取利息	25,684千円	19,503千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,581,238千円
- ② 1株当たり配当額 20,800円
- ③ 基準日 平成24年3月31日
- ④ 効力発生日 平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,705,336千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 21,800円
- ④ 基準日 平成25年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成25年6月25日

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 2,705,336千円
- ② 1株当たり配当額 21,800円
- ③ 基準日 平成25年3月31日
- ④ 効力発生日 平成25年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 3,375,465千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 27,200円
- ④ 基準日 平成26年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成26年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	—
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	—
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	—
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	—
負債計	3,447,816	3,447,816	—

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	—
(2) 有価証券	120,983	120,983	—
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	—
(4) 長期性預金	—	—	—
(5) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	—
資産計	59,925,694	59,925,694	—
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	—
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	—
負債計	5,143,563	5,143,563	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期 (平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	—	—	—
未収委託者報酬	4,489,181	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	—	3,500,000	—	—
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

第29期 (平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	—	—	—
未収委託者報酬	6,895,748	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	—	—	—	—
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	—	—	—	—
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	△8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

第29期（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,189,065	3,212,015	△22,950
	小計	3,189,065	3,212,015	△22,950
合計		19,453,005	17,152,382	2,300,622

3. 売却したその他有価証券

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,836,955	767,140	49,266
合計	3,836,955	767,140	49,266

(デリバティブ取引関係)
重要な取引はありません。

(退職給付関係)

第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(千円)	△382,988
(2) 年金資産(千円)	143,462
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△239,525
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	119,749
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	△119,776
(6) 退職給付引当金(千円)	△119,776

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(千円)	26,748
(2) 利息費用(千円)	7,087
(3) 期待運用収益(千円)	△2,984
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	27,653
(5) その他(千円)	104,146
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(千円)	162,650

(注) 「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.5%

(3) 期待運用収益率

1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	382,988千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	△432
退職給付の支払額	△75,066
退職給付債務の期末残高	313,639

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	143,462千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	△75,066
年金資産の期末残高	163,205

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,889千円
年金資産	△163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690
退職給付引当金	154,690
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425千円
利息費用	5,724
期待運用収益	△2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1%
株式	13.1
その他	55.8
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

長期期待運用収益率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産 小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	△704,932	△542,145
繰延税金資産 合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△637,305	△631,455
その他	—	△1
繰延税金負債 合計	△637,305	△631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	812,027 千円
							投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
								マルチユーラブル預金の預入	5,500,000 千円	現金及び預金	10,500,000 千円
										長期性預金	3,500,000 千円
			マルチユーラブル預金に係る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円					

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051 千円		
							マルチコラブル預金の預入	6,500,000 千円	現金及び預金	10,000,000 千円
							マルチコラブル預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642 千円	未払手数料	544,991 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
1株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

運用方法

（１）投資対象

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等（投資適格債）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

ユーロ通貨建てのEMU参加国の国債等からなる債券市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

ベンチマークは、シティEMU国債インデックス（円ベース）とします。運用の効率化を図るため、先物取引等を利用することができます。

外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りま

す。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

運用制限

（１）株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（２）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（３）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（４）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（５）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（６）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（７）外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ ユーロ債券オープン（毎月分配型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金1億円～300億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第54条第2項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については1億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除く）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関または保護預り会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し1口以上1口単位をもって取得申込みに応じることができます。なお、平成18年9月16日以降は、委託者は取得申込みに応じません。

委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに

係る価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者もしくは登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込みについては、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第17条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第18条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条から第27条までに定めるものに限ります。）

- 八．約束手形
- 二．金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．資産の流動化に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第25条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う

ものとしします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。

前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

(公社債の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

- 1 . 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2 . 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3 . 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(一括登録)

第37条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成15年4月17日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託者の負担とします。

(信託報酬等の額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとして、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、第53条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第51条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第53条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとして、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとして、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとして、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第51条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第52条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第50条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第53条 受益者(委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第54条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求

することができます。

(公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第61条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第27条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第27条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成15年1月9日

(付表)

(1) 約款第22条に規定する「金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式」とは、次のものをいいます。

1. 日本証券業協会に登録(登録予定を含みます。)されている株式
2. 米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている株式

(空白ページ)

(空白ページ)

(空白ページ)



三菱UFJ投信オフィシャルサイト
<http://www.am.mufg.jp/>



三菱UFJ投信より
基準価額・分配金をメール配信
<http://k.m-muam.jp/a/1/3>

*メール配信は設定日より開始します。
*メール配信対象外ファンドもあります。

